

## 広告の規格等の内容について

### 1 公用封筒の定義

みよし市公用封筒とは、市の各課が事務用に使用する封筒で、市民、企業、公共団体等への文書発送用として使用します。角形2号封筒については会議資料入れなどとして使用することもあります。なお、納税通知書等特定の業務のために使用するものは除きます。

### 2 公用封筒の規格等

公用封筒規格等	封筒規格	長形3号	角形2号
	作成枚数	60,000枚	25,000枚
	色及び紙厚	茶色 70g/m <sup>2</sup>	茶色 80g/m <sup>2</sup>
	紙質	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の判断基準(古紙パルプ配合率40%以上等)に適合しているもの	
広告の規格、掲載位置及び広告料等	1枠当たりの広告の大きさ	縦5cm×横9cm	縦10cm×横9cm
	広告掲載枠数	4枠(連結可)	4枠(連結可)
	広告掲載位置	公用封筒の裏面(参考図面参照)	
	印刷色	市が指定する色(封筒表面文字と同色)、一色刷り	
	広告料	1枠当たり40,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)	1枠当たり30,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
	公用封筒の使用期間	令和4年度に作成したものがなくなるまで	
参考	令和3年度作成枚数	60,000枚	25,000枚

### 3 参考図面

